

議案第4号

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定する
について

宇治市自転車等駐車場条例の一部を、次のとおり改正するものと
する。

令和3年1月6日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

宇治市自転車等駐車場条例（昭和57年宇治市条例第43号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表中「

を

| | |
|-----------------------|---------------------|
| 近鉄伊勢田駅前第 1 自転車等駐車場 | 宇治市伊勢田町中 山48番地 |
| 近鉄伊勢田駅前第 2 自転車等駐車場 | 宇治市伊勢田町中 山28番地の4 |

」

「

に改める。

| | |
|--------------------|---------------------|
| 近鉄伊勢田駅前自 転車等駐車場 | 宇治市伊勢田町中 山50番地の3 |
|--------------------|---------------------|

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市自転車等駐車場条例第2条の表に規定する近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場に係る定期利用の許可を受けている者は、当該許可を受けている期間について、改正後の第2条の表に規定する近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場に係る定期利用の許可を受けているものとみなす。

(提案理由)

近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場及び近鉄伊勢田駅前第2自転車等駐車場を廃止し、新たに近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。